

狂犬病予防集合注射のお知らせ



狂犬病予防集合注射を右記の日程で行います。法律により、生後91日以上飼育犬（室内犬も含む）は、登録と毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりませんので、忘れずに行ってください。

- ◆手数料
 - ・注射料 3,020円
 - ・登録料 3,000円（飼育犬を新規登録する場合）
- ※できるだけ、つり銭のないようにお願いします。
- ◆当日、予防注射通知書（はがき）をお持ちください。
 - ※予防注射通知書（はがき）は現在登録されている犬の飼い主宛に郵送します。
 - ※はがきがない飼育犬の場合は登録が必要になります。注射会場にてその旨を申し出てください。
- ◆実施日に注射を受けることができなかった場合は、動物病院で個別に予防注射を済ませ証明書を発行してもらい、住民生活課で予防注射済証の交付を受けてください（手数料550円）。なお、下記の動物病院で受けた場合は、その場で注射済票を受取ることができます（住民生活課で申請する手間が省けます）。

病院名	電話	住所
いとう動物病院	358-8259	大和町杜の丘3丁目1-3

- ◆新規登録、飼主変更、転出、死亡届出、飼えなくなった犬などの相談は、住民生活課までお問い合わせください。
- 問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

平成28年度集合注射日程

月日	場所	時間
4月18日 (月)	松原集会所	9:30~10:00
	大瓜上集会所	10:10~10:40
	大瓜下集会所	10:50~11:20
	五反田集会所	11:30~11:50
	衡中集会所	13:10~13:40
	衡下集会所	13:50~14:20
4月19日 (火)	衡中東集会所	14:30~15:00
	奥田集会所	9:30~10:00
	大森集会所	10:10~10:40
	駒場集会所	10:50~11:20
	衡東集会所	11:30~11:50
	蕨崎集会所	13:10~13:40
	衡上集会所	13:50~14:20
	福祉センター	14:30~15:00

※他地区の会場でも受けられます。
※ときわ台地区の方は、衡中東集会所や福祉センターをご利用ください。

国民年金だより

国民年金保険料の納付が困難なときは学生納付特例制度の手続きを…

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

○学生納付特例制度のメリット

- ・病気やけがで障害が残った時も障害基礎年金^{注1}を受けることができます。
例) 在学中のスポーツのけが、病気や事故に備えられます。
- ・年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。

注1 障害基礎年金及び遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

対象となる学生は？

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件となります。

$$\langle \text{所得のめやす} \rangle \quad 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

学生特例期間の年金はどうなるの？

将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 / 遺族基礎年金
	受給資格期間への導入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	× ^{注2}	○
未納	×	×	×

注2 保険料を10年以内に納付（追納）すると年金額に反映されます。

手続きに必要なものは？

- ①年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの（納付書など）
- ②平成28年度有効の学生証（コピーの場合は両面）又は在学証明書
- ③印鑑（本人が自署の場合は、押印不要）
- ④前年以降に会社を退職して学生になられた方は、退職を確認できる書類

学生納付特例の承認期間

平成28年4月から平成29年3月までです。

申請が遅れた場合でも、4月にさかのぼって承認されます。

申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることが出来ない場合もありますので、お早めに手続きをしてください。

申請手続きは毎年必要です。忘れずに！

平成28年度、学生納付特例を承認された方で、平成29年度も同じ学校に在学する方は、日本年金機構から「学生納付特例申請書（ハガキ）」（ターンアラウンド用）が郵送されます。必要事項を記入し、返送することにより学生納付特例の平成28年度の手続きが出来ます。ただし、在学する学校などを変更された方は、市町村の国民年金窓口で申請手続きをしてください。

学生納付特例の承認を受けた方は「追納」をおすすめします。

保険料免除（全額免除・一部納付）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間で10年以内の期間は、さかのぼって保険料を納めることができます（追納といいます）。

追納することにより、老齢基礎年金の年金額に算入されますので、追納することをおすすめします。

ただし、3年目以降は、当時の保険料に加算金がついて高くなりますので、お早めに追納することをおすすめします。

■問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512

平成27年分の確定申告の振替納付日及び期限内に納付できなかった場合について

○振替納付日について

所得税及び復興特別所得税 4月20日（水）
消費税及び地方消費税 4月25日（月）

※振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

○期限内に納付できなかった場合

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税が加算されます。この場合、金融機関又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

延滞税の計算方法など詳しい内容は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならぬのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

○税額を多く申告していたとき

「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。

更正の請求書に必要事項を記載し、法定申告期限から5年以内（平成23年分以降）に、納税地の所轄税務署長に提出してください。

○確定申告を忘れていたとき

確定申告の必要があるのに、確定申告を忘れていたときは、できるだけ早く申告してください。

なお、申告が遅れた場合には、加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

仙台北税務署からのお知らせ

問い合わせ先 ☎222-8121